

平成28年第1回熊野町議会定例会

会議録（第2号）

1. 招集年月日 平成28年3月8日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成28年3月9日

~~~~~  
4. 出席議員（16名）

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 尺 田 耕 平  | 2番 竹 爪 憲 吾  |
| 3番 立 花 慶 三  | 4番 諏訪本 光    |
| 5番 沖 田 ゆかり  | 6番 片 川 学    |
| 7番 時 光 良 造  | 8番 民 法 正 則  |
| 9番 荒 瀧 穂 積  | 10番 大瀬戸 宏 樹 |
| 11番 藤 本 哲 智 | 12番 山 野 千佳子 |
| 13番 久保隅 逸 郎 | 14番 中 原 裕 侑 |
| 15番 馬 上 勝 登 | 16番 山 吹 富 邦 |

~~~~~  
5. 欠席議員（0名）

~~~~~  
6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|           |         |
|-----------|---------|
| 町 長       | 三 村 裕 史 |
| 副 町 長     | 立 花 隆 藏 |
| 教 育 長     | 林 保     |
| 総 務 部 長   | 岩 田 秀 次 |
| 民 生 部 長   | 清 代 政 文 |
| 建 設 部 長   | 森 本 昌 義 |
| 教 育 部 長   | 民 法 勝 司 |
| 総 務 部 参 事 | 石 井 節 夫 |
| 総 務 部 次 長 | 宗 條 勲   |
| 民 生 部 次 長 | 光 本 一 也 |

|        |        |
|--------|--------|
| 建設部次長  | 沖田 浩   |
| 教育部次長  | 横山 大治  |
| 企画財政課長 | 西村 隆雄  |
| 商工観光課長 | 時光 良弘  |
| 税務課長   | 貞永 治夫  |
| 福祉課長   | 加島 朋代  |
| 住民課長   | 堀野 辰夫  |
| 健康課長   | 隼田 雅治  |
| 生活環境課長 | 中井 雅晴  |
| 開発指導課長 | 林 武史   |
| 上下水道課長 | 寺垣内 栄作 |
| 生涯学習課長 | 中村 憲治  |
| 会計課長   | 光本 琴音  |

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|---------|--------|
| 議会事務局長 | 三村 伸一 |
| 議会事務局書記 | 小川 征一郎 |

~~~~~○~~~~~

#### 8. 議事日程（第2号）

##### 開会宣告

- 日程第 1 議案第14号 熊野町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 議案第15号 熊野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 3 議案第16号 熊野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 4 議案第17号 町道の路線認定について
- 日程第 5 議案第18号 熊野町指定金融機関の指定について
- 日程第 6 議案第19号 平成27年度熊野町一般会計補正予算（第4号）について

- 日程第 7 議案第 20 号 平成 27 年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第 3 号) について
- 日程第 8 議案第 21 号 平成 27 年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算 (第  
3 号) について
- 日程第 9 議案第 22 号 平成 27 年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第  
3 号) について
- 日程第 10 議案第 23 号 平成 27 年度熊野町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)  
について
- 日程第 11 議案第 24 号 平成 27 年度熊野町上水道事業会計補正予算 (第 3 号) に  
ついて
- 日程第 12 議案第 25 号 平成 28 年度熊野町一般会計予算について
- 日程第 13 議案第 26 号 平成 28 年度熊野町国民健康保険事業特別会計予算につい  
て
- 日程第 14 議案第 27 号 平成 28 年度熊野町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 15 議案第 28 号 平成 28 年度熊野町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 16 議案第 29 号 平成 28 年度熊野町介護保険特別会計予算について
- 日程第 17 議案第 30 号 平成 28 年度熊野町上水道事業会計予算について
- 日程第 18 発議第 1 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意  
見書について
- 日程第 19 請願第 1 号 少人数学級推進・教職員定数改善をはかるための意見書採  
択を求める請願について

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開会 9時30分)

○議長 (山吹) ただいまの出席議員は 16 名です。定足数に達していますので、昨日に
引き続き会議を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~○~~~~~

○議長 (山吹) これより日程第 1、議案第 14 号、熊野町子ども・子育て会議条例の一  
部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第14号、熊野町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案につきましては、現在の民生課、福祉課、健康課の所掌事務の見直しに伴う改正でございます。

概要といたしましては、民生課における保育所の入所や児童に関する各種手当の事務といった児童福祉に関する窓口と、健康課における予防接種や母子の健康等に関する窓口を一体化した「子育て・健康推進課」を創設するに当たり、これまで民生課で行っていた子ども・子育て会議に関する事務を移管するものでございます。この組織改編により、住民の皆様の利便性が向上し、また、町が推進しております子育て支援施策の円滑な運営体制が確立されるものと考えております。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第14号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第14号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） お諮りします。これより日程第2、議案第15号、熊野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案に

ついて及び、日程第 3、議案第 16 号、熊野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案についてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、日程第 2、議案第 15 号及び、日程第 3、議案第 16 号を一括議題とすることに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(山吹) これより日程第 2、議案第 15 号及び、日程第 3、議案第 16 号を一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第 15 号、熊野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案及び、議案第 16 号、熊野町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第 15 号及び議案第 16 号につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、町条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては福祉課長から説明させます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(山吹) 加島福祉課長。

~~~~~○~~~~~

○福祉課長(加島) それでは、議案第 15 号、熊野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案及び、議案第 16 号、熊野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案の詳細について、御説明申し上げます。

趣旨ですが、熊野町が指定権限を持っている地域密着型サービスの人員や設備及び運営に関しましては、平成 25 年 3 月に基準条例を定め運用をしてまいりましたが、指定

居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

まず、議案第15号について御説明いたします。資料53ページの資料15をお願いいたします。

議案第15号は、要介護1から5の認定者が利用する地域密着型サービスに係る条例の一部改正で、改正の主な内容の一つ目といたしまして、これまで県が指定権者でありました通所介護サービス、デイサービスについて、利用定員が厚生労働省令で定める数未満の事業所について、地域密着型サービスへ移行し、事業所の所在市町が指定権者となるため、本条例に地域密着型通所介護事業の指定内容等について追加をいたします。熊野町にはこの事業に該当する事業所が1カ所あり、熊野町の被保険者のみしか利用できない地域密着型事業所になりますが、現在利用している他の市町の利用者は引き続き利用が可能となります。

二つ目の改正点として、事業所の資質向上を図ることを目的として設置されている運営推進会議の開催回数は、今までは全ての事業所について二月に1回以上でしたが、認知症対応型通所介護のみ6月に1回以上の改正となります。

次のページの54ページに記載しております事業所につきましては、開催回数に変更はございませんが、会議の構成員に知見を有する者を追加いたします。

次に、議案第16号について御説明いたします。資料95ページ、資料番号16をお願いいたします。

議案第16号は、要支援1及び2の認定者が利用する地域密着型サービスに係る条例の一部改正です。改正の内容といたしましては、議案第15号の改正の2点目で説明いたしました指定介護予防認知症対応型通所介護の運営推進会議の開催回数等について改正するものでございます。

以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第15号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第15号については原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第16号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(山吹) これより日程第4、議案第17号、町道の路線認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第17号、町道の路線認定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

町道の路線認定につきましては、大峠線ほか3路線を道路法の規定に基づき町道として路線認定を行うものでございます。

詳細につきましては、開発指導課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(山吹) 林開発指導課長。

~~~~~○~~~~~

○開発指導課長(林) 町道の路線認定につきまして、お手元の資料103ページからの資料17により御説明します。

場所につきましては、105ページに路線一覧図を、また各路線の詳細につきまして

は106ページ以降に位置図及び公図を添付しておりますので、御参照ください。

まず、1番の路線番号701、大峠線でございますが、延長1,320メートル、幅員は15.6メートルから7.5メートルで、起点は字深原5,403番10地先、終点が字深原平2,682番131地先です。この路線は、熊野・黒瀬トンネルの完成により県道矢野安浦線の一部を県から引き継ぐもので、今回路線認定を行い、平成28年4月1日から町道として供用開始する予定でございます。

次に、2番の路線番号702、大井手首3号線です。延長は58.2メートル、幅員は6メートルで、起点は出来庭五丁目2,044番2地先、終点は出来庭五丁目2,035番9地先でございます。この路線は、建築基準法に基づく道路位置指定により施行された道路で、既に町で寄附を受けております。

続きまして、3番の路線番号703、中村3号線でございます。延長は25.6メートル、幅員5メートルで、起点は城之堀一丁目7,365番6地先、終点は城之堀一丁目7,365番9地先です。こちらも道路位置指定によるもので、既に町で寄附を受けております。

最後に4番、路線番号704、団地85号線です。延長は178.6メートル、幅員は6メートル、起点が石神37番20地先、終点は石神37番21地先でございます。こちらは、都市計画法に基づく開発行為により施工された道路で、既に町で寄附を受けているものです。

以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第17号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第17号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） これより日程第5、議案第18号、熊野町指定金融機関の指定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第18号、熊野町指定金融機関の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本町の指定金融機関は、広島県信用組合と安芸農業協同組合の二つの金融機関による2年ごとの交代制としております。今回、平成28年度及び平成29年度の2年間、広島県信用組合を指定させていただくよう求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第18号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第18号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） これより日程第6、議案第19号、平成27年度熊野町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第19号、平成27年度熊野町一般会計補正予算（第4号）案につきましては、既定の歳入歳出予算総額からそれぞれ1億9,106万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を88億1,233万5,000円とするものでございます。

また、第2条で翌年度に繰り越して使用することができる繰越明許費を、また第3条で地方債の補正についてお願いするものでございます。

一般会計補正予算案の詳細につきましては、副町長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 立花副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（立花） 平成27年度熊野町一般会計補正予算（第4号）案の内容につきまして、御説明を申し上げます。

まず、歳入から、2ページをお開きください。歳入につきましては、第1表 歳入歳出予算補正を用いて御説明いたします。

第1款 町税につきましては、6,744万1,000円の増額としております。この主な要因は、第1項 町民税では、所得の増加に伴い個人町民税が5,070万円、法人町民税が599万2,000円の増額により、全体で5,669万2,000円の増額。第2項 固定資産税では463万4,000円の増額。第4項 町たばこ税では826万5,000円の増額でございます。

次の第3款 利子割交付金から、第7款 自動車取得税交付金につきましては、県からの配分金額に応じて補正を行うものでございます。

第9款 地方交付税につきましては、国の補正予算による普通交付税総額の増加に伴う追加交付分459万9,000円の増額でございます。

第11款 分担金及び負担金は、小規模崩壊地復旧事業に係る農林災害復旧費負担金など204万1,000円の増額でございます。

第12款 使用料及び手数料は、住宅使用料など88万9,000円の増額でございます。

第13款 国庫支出金につきましては、4,319万2,000円の増額としております。この主な要因は、第1項 国庫負担金では、児童手当の精査に伴う児童福祉費負担金2,056万4,000円、生活扶助費等負担金など生活保護費負担金1,466万9,000円の減額、国民健康保険税の軽減措置に対する保険基盤安定負担金1,430万円の増額などにより、全体で1,683万2,000円の減額。

第2項 国庫補助金では、国の補正予算を受けて計上する地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金695万円、1億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき施策に対する地方創生加速化交付金1,060万円、臨時福祉給付金支給事業費補助金8,395万3,000円などの増額、社会保障・税番号制度導入システム整備等補助金1,439万8,000円、都市再生整備計画事業交付金などの減額に伴う社会資本整備総合交付金3,368万4,000円の減額などにより、全体で5,935万8,000円の増額でございます。

第14款 県支出金につきましては、467万4,000円の増額としております。この主な要因は、第1項 県負担金では、国民健康保険税の軽減措置に対する保険基盤安定負担金1,088万4,000円の増額などにより、全体で604万9,000円の増額。第2項 県補助金では、小規模崩壊地復旧事業に対する林業費補助金336万5,000円の増額、福祉医療費公費負担事業などに対する社会福祉費補助金238万8,000円、グリーンニューディール基金事業補助金150万円の減額などにより、全体で151万7,000円の減額でございます。

第15款 財産収入は、公用車売却による物品売り払い収入など193万9,000円の増額でございます。

第16款 寄附金は、ふるさと納税の増に伴う一般寄附金639万5,000円の増額でございます。

第17款 繰入金につきましては、2億4,804万6,000円の減額としております。内訳としましては、財政調整基金繰入金2億1,804万6,000円の減額、財源の更正による公共施設等整備基金繰入金1,200万円の減額、事業費の減に伴う筆の里づくり基金繰入金1,800万円の減額でございます。

第19款 諸収入につきましては、755万5,000円の増額としております。

第20款 町債につきましては、1億3,030万円の減額としております。内訳としましては、都市再生整備計画事業の事業費精査などにより一般単独事業債8,810

万円、公共事業等債 3,770 万円の減額、防災避難集会所整備に係る経費の入札執行残の整理などにより緊急防災・減災事業債 450 万円の減額でございます。なお、これに伴い、8 ページの第 3 表 地方債補正において地方債限度額を変更しております。

次に、歳出につきまして御説明いたします。40 ページをお開きください。

歳出予算につきましては、主に執行残に伴う不用額の減額などがございます。そのほか、人事院勧告等に基づく給与改定に伴う人件費の調整や、国の補正予算に伴う事業等を計上しておりますので、説明に当たりましては目ごとに事業別の主な増減について御説明させていただきます。

第 1 款 議会費の第 1 項 議会費ですが、議会費では、議会事務一般において期末手当の支給月数の改定に伴う議員期末手当 25 万 5,000 円の増額、旅費 77 万 2,000 円の減額などにより、117 万 7,000 円の減額でございます。

第 2 款 総務費の第 1 項 総務管理費ですが、一般管理費では、人事管理事業において臨時職員雇用関連経費など 527 万 8,000 円の減額でございます。

44 ページをお開きください。第 2 項 企画費ですが、企画総務費では、行政情報化事業において、国の補正予算を受けて計上する庁内情報ネットワークのセキュリティ強化に必要な機器導入経費など 1,515 万 7,000 円を増額しております。なお、この経費につきましては、翌年度に繰り越して執行することとしております。

次に、地域振興費では、地域振興事業において住民参加型まちづくり施設整備事業補助金の申請がなかったことなどにより 1,880 万 1,000 円の減額、交通輸送対策事業においては、バス路線補助金などにより 42 万 4,000 円の増額でございます。

続きまして、46 ページ下段の第 3 項 徴税费から、52 ページの第 7 項 監査委員費につきましては、執行残の整理でございます。

54 ページをお開きください。第 3 款 民生費の第 1 項 社会福祉費ですが、社会福祉総務費では、都市再生整備事業において今年度実施する予定としておりました西部ふれあい広場の整備などに国の予算が措置されなかったことから、平成 28 年度に実施することとし、5,989 万 7,000 円を減額しております。次に、高齢者年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業につきましては、国の補正予算に応じ、8,724 万 6,000 円を計上しており、翌年度に繰り越して執行することとしております。

次に、障害者福祉費では、障害者総合支援事業において扶助費の執行見込みなどにより 554 万 3,000 円の増額。60 ページの国民健康保険費では、熊野町国民健康保

険事業において、国民健康保険事業特別会計繰出金の増などにより2,583万7,000円の増額。福祉医療費では、福祉医療費公費負担事業において扶助費の執行見込みなどにより516万4,000円の増額。介護保険費では、介護保険一般事業において、介護保険特別会計繰出金の減などにより754万4,000円の減額。62ページの後期高齢者医療費では、後期高齢者医療事業において後期高齢者医療特別会計繰出金1,078万5,000円の減額でございます。

続きまして、第2項 生活保護費ですが、64ページの扶助費では、生活保護費支給事業において3,315万1,000円の減額でございます。

下段、第3項 児童福祉費ですが、児童福祉総務費では、保育所運営一般事務事業において、国の補正予算を受けて計上する保育所等の利用者負担軽減へ対応するためのシステム改修経費など122万円の増額でございます。なお、この経費につきましては、翌年度に繰り越して執行することとしております。

次に、児童措置費では、支給対象者の見込みなどにより児童手当支給事業が474万5,000円、子育て世帯臨時特例給付金支給事業が196万3,000円の減額でございます。

続きまして、72ページをお開きください。第4款 衛生費の第1項 保健衛生費ですが、環境衛生費では、環境衛生事業において浄化槽設置整備補助金など536万3,000円の減額でございます。

次に、74ページの第2項 清掃費ですが、塵芥処理費では、廃棄物収集運搬事業において入札執行残の整理により702万2,000円の減額、廃棄物中間処理最終処分事業においては、入札執行残の整理及び安芸地区広域ごみ焼却場事業負担金の減により2,155万6,000円の減額でございます。

80ページをお開きください。第6款 商工費の第1項 商工費ですが、観光費では国の補正予算を受けて熊野町観光基本戦略策定事業1,060万円を計上しております。その内容としましては、筆の里工房を中心とした観光地としての魅力を高めるため、まちが持つ地域資源を最大限活用した観光基本戦略を業務委託により策定することとしております。なお、この経費につきましては、全額を翌年度に繰り越して執行することとしております。

82ページをお開きください。第7款 土木費の第2項 道路橋梁費ですが、道路橋梁総務費では、県営事業及び土木一般事業において、県道矢野安浦線及び瀬野呉線の改

良負担金の確定により552万2,000円の増額。道路維持費では、(国庫)町道舗装修繕事業において、国の交付金の減に伴う工事費1,600万円の減額でございます。次に、道路新設改良費では、入札執行残の整理などにより、目全体で975万6,000円の減額でございます。

86ページをお開きください。第4項 都市計画費ですが、都市計画総務費では建築開発一般事業において、団地緑地造成工事の入札執行残の整理など738万9,000円の減額、88ページの公共下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金1,643万2,000円の減額でございます。

92ページをお開きください。第8款 消防費の第1項 消防費ですが、常備消防費では、常備消防運営事務事業において、広島市消防局への委託料698万1,000円の減額、水防費では、災害予防及び応急対策事業において、防災避難集会所整備に係る経費の入札執行残の整理などにより350万6,000円の減額でございます。

94ページをお開きください。下段、第9款 教育費の第2項 小学校費ですが、学校管理費では、小学校大規模改造事業において、熊野第二小学校南校舎の屋根防水工事、熊野第四小学校体育館の屋根天井改修工事に係る経費の入札執行残の整理により841万6,000円を減額しております。

98ページの第3項 中学校費ですが、学校管理費では、中学校大規模改造事業において、熊野中学校南校舎の耐震補強工事及び大規模改造工事の工事監理業務、熊野東中学校普通教室棟実施設計業務に係る経費の入札執行残の整理により1,044万7,000円を減額しております。

100ページの中段、第5項 幼稚園費ですが、幼稚園就園奨励等事業において就園奨励費の一部階層の限度額の引き上げや年度中途の園児増加に伴う幼稚園就園奨励費補助金380万円を増額しております。

続きまして、第6項 社会教育費ですが、102ページの公民館費では、公民館一般事務において都市再生整備事業の中核事業である西公民館の移転改築に係る経費の入札執行残の整理により1,093万9,000円の減額でございます。

次に、図書館費では、町立図書館運営事業において、司書報酬の減などにより883万9,000円の減額でございます。

106ページをお開きください。第7項 保健体育費ですが、体育施設費では、社会体育施設管理事業において町民グラウンドの照明設備改修工事及びフェンス改修工事の

入札執行残の整理により1,423万7,000円の減額でございます。

続きまして、第11款 公債費の第1項 公債費ですが、平成17年に借り入れた臨時財政対策債、減税補填債の利率見直しの影響により、元金において、23万5,000円の増額、利子において、利率見直し及び本年度償還開始分の利率確定により375万円の減額でございます。

続きまして、第12款 諸支出金の第1項 基金費につきましては、856万6,000円の増額としております。この主な要因は、今年度のふるさと納税の受納額など854万5,000円を筆の里づくり基金に積み立てるものでございます。

以上が歳入歳出予算補正の主な内容でございます。

次に、繰越明許費についての説明をさせていただきます。

8ページにお戻りください。第2表 繰越明許費は、翌年度に繰り越して使用することができる経費を設定するものでございます。

第7款 土木費の町道藪太央線改良工事は年度内の執行が困難になった経費について、第2款 総務費の行政情報化事業、第3款 民生費の高齢者年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業、保育所運営一般事務事業、第6款 商工費の熊野町観光基本戦略策定事業の4事業につきましては、国の補正予算による交付金を財源として実施する予定の経費について、合計1億2,302万1,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

平成27年度熊野町一般会計補正予算（第4号）案についての説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（荒瀧） おはようございます。説明を受けまして、町税の件でございます。5,000万余りふえたということで大変ありがたいことだと思っております。こういう世界的に大変な成長の限界に来ている時代でございますが、どういう要因でふえたか、ちょっと概略を教えてくださいませんか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 貞永税務課長。

〇 税務課長（貞永） 町税、町県民税のことではないかと、大部分が町県民税の増ということなんですけども、これにつきましては昨年、26年中の所得について計算されたものではございますけども、これもアベノミクスというのがほぼ3年前ぐらいから実施されたわけなんですけども、大企業にとってはかなり早くから給与等のほうを上げるということはあったわけなんですけども、昨年の春闘から、中小企業も賃金の増というのを政府のほうに掲げられて、おおよそ5,000ちょっとなんですけども、今1万1,000人ぐらいの納税義務者がいらっしゃいますので、基本的には所得が8万円程度上昇したというふうに分けられるんですけども、先ほども言いました春闘等で所得のほうを上げるというふうなことがありましたので、26年中の所得が上がったのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

〇 議長（山吹） 荒瀬議員。

〇 9番（荒瀬） 町内にも例の為替も動きまして、随分高収益になった大企業が近くにあつてよかったなと思うところがございますが、該当の人数をちょっと聞き取れなかったんですが、所得の人数、5,000万余り上がった方の人数が、町内の町民、何人ぐらいいらっしゃいますか。

〇 議長（山吹） 貞永税務課長。

〇 税務課長（貞永） 27年度の町県民税の納税義務者数というのは1万1,000人余りでございます。

以上でございます。

〇 議長（山吹） 荒瀬議員。

〇 9番（荒瀬） 納税義務者じゃなくて、5,000万上がった、要は大企業にお勤めの方の比率なんです。

〇議長（山吹） 貞永税務課長。

〇税務課長（貞永） 申しわけございません。その詳細な上がった方の人数という部分については、まだ把握はしておりません。

以上です。

〇議長（山吹） 荒瀧議員。

〇9番（荒瀧） 個人情報のこともあるんであれではあるんですが、町内の所得のバランスも見ながら、なかなか熊野町内にはアベノミクスは上がって来てないように私は感じるんですが、幸いに呉であり、西条であり、広島には大企業がおられますので助かっておると実感をしております。

もう1点、ふるさと納税の件でございます。ふるさと納税で最終的には900万弱納税いただいたということで、大変伸びたわけでございますが、うちどもの町としての負担額ですね。差額。要は控除されるわけですから、それに対してうちどもの商品をお渡しするわけですね。その額の差額はどのぐらいになりますか。実質的に入るお金。

〇議長（山吹） 西村企画財政課長。

〇企画財政課長（西村） 返礼品のことでございますけども、返礼品は納付額に対しておむね2割程度ぐらいで見込んでおります。ですので、その差額で納税のほう、寄附のほうをいただいたという形になっております。

以上でございます。

〇議長（山吹） 荒瀧議員。

〇9番（荒瀧） このふるさと納税というのは地元の産業を活性化させようという本来の主なポイントがある中で、やっぱり2割程度でも魅力があって、それだけふるさと納税をいただけると。要は8割が町内の実質的な収入になるわけですね。

一番人気、3番ぐらいまで言うていただいているんですが、どの商品が人気でございますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 西村企画財政課長。

~~~~~○~~~~~

○企画財政課長（西村） 一番多いものは化粧筆が一番多く出ております。36品目ございますけども、その中で上位3位は化粧筆となっております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（荒瀧） 化粧筆の町が買う値段設定ですね。要はメーカーから買うわけですが、これはどういう扱いでございますか。向こうの希望小売価格で買ってらっしゃるのかどうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 西村企画財政課長。

~~~~~○~~~~~

○企画財政課長（西村） 実際は公的などございます筆の里工房から購入しております。それ以外に、例えばどうしてもそこでないと仕入れられないものというのは別に買ってありますが、基本的には筆の里工房から仕入れております。それは、工房で・・・ですかね、設定していただく値段、安い値段で売っていただいております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（沖田） 地域振興事業の住民参加型まちづくり施設整備事業補助金なんですが、期待をしていたところなんですが、申請がなかったために減額ということでしたが、その要因についてどのようにお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 時光商工観光課長。

~~~~~○~~~~~

○商工観光課長（時光） この事業、一つには5分の4の補助ということで、5分の1の自己負担が必要になるということ。これは町のほうにおいても、内容によってはその5分の1の部分についても何とか考えようというふうにはしてはしておりましたが、全く提案がなかったということでその検討もできなかったという要因が一つ。

もう一つにつきましては、5月後半ですかね、締め切り間近に一つ提案がございましたが、十分に内容を検討した上で、次年度、28年度において申請をしたいということで繰り延べになった事業もございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（沖田） 次年度に申請いただけるところがあるということなのですが、今後、この事業をもっと幅広く申請していただくために、どのように商工観光課のほうからアプローチしていくとか、お考えなのかをちょっとお聞かせください。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 時光商工観光課長。

~~~~~○~~~~~

○商工観光課長（時光） これまで広報を中心ということでございましたが、去年5月終わりぐらいに、先ほど言いました28年度で申請いただけるというところにつきましては、こちらから投げかけたというようなこともございました。今後は何か町内でそういう施設等を検討される方につきましては、そういう情報をしっかりと捉えまして、こちらからもそういうものがありますというのを周知していきたいというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） ほかにございませんか。

片川議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（片川） 大変申しわけないんですが、歳出のところで入札執行残の整理という言

葉が再三再四出てきたと思うんですが、この言葉、意味についてちょっと教えていただきたい。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 西村企画財政課長。

~~~~~○~~~~~

○企画財政課長（西村） 入札執行残として申し上げたのは、予算に対して入札で価格が安くなったと、そういった部分で執行残となった部分につきまして、今のような表現をさせていただきます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（片川） 捉え方として、私の解釈は間違うとらんかったというのであれなんですが、そんなに決算においても不用額も多々出てきておったところであって、またこの今の補正に関して、入札の執行残というものがこんなに出てくるものですかね。どういう常日ごろ私が要らんことを言わせてもらうのが、どういう見方をされたらこういう金額の差が出るのか。

行政の入札の予定価格というものは、落札の、どういう見方をされておるのか。それに基づいて、先ほど来、管理ということも執行残の中で管理ということも出てまいりましたが、どのような観点で金額を決められて執行されておるのか。特に、箱物に対してちょっとお伺いしたい。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 岩田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（岩田） まず、予算の詳細に対して入札した結果がこういうふうな結果になったということなんですけど、当初予算を計上する際に、その時点でできるだけ十分な調査をして予算計上を要求をするようにということは通知をいたしております。ただ、予算がない段階でその業者さんから正式な見積もりが得られないとか、また実際に値引きを含めた実際の取引価格というのが想定できないということで、予算を組むときにどうしてもまず確実な予算を執行するために危険側で組むということは多少あるというふ

うにはまず思います。それで、その上で十分調査をするということで、そこは不備のところがあるのかもわかりませんが、ちょっとそこは理解をいただきたいと思います。

それから、事業が進んでいく上において、熊野町のほうでは個々に事業の必要性等を皆様に1個ずつ説明をして議決していただいておりますということですから、安易に事業の拡大、予算が余ったものを安易に拡大をさせない、また他の事業への流用を認めないというふうな徹底をしております。危険なものについては、緊急性があるものは仕方ないんですが、そういう原則がございますので、どうしても残が出てくるということがございます。

個々にやはり見積もりが甘かって入札残が多かったのか、また我々が情報をつかみ切れてなかったのか、そこら辺については個々の事業ごとには事業担当部署のほうで把握はしておると思いますので、事業費の大きいものについてはそういったところでちょっと聞いていただければというふうに思います。全体的にはそういうことがございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○11番（藤本） 105ページの町立図書館運営事業で、報酬7人でマイナス660万というのは結構な金額ですが、司書の人は今不足してるんですかね。どうなってるんですか、ここは。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 中村生涯学習課長。

~~~~~○~~~~~

○生涯学習課長（中村） こちらのほうの105ページの町立図書館の報酬につきましては、平成26年度に繰り越し事業で交付金のほうから27年度の報酬の支出を行いましたので、実質はそちらのほうを利用したものですから、こちらのほうが減額となっております。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○11番（藤本） ちょっと意味がよくわからんですが、それ。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 西村企画財政課長。

~~~~~○~~~~~

○企画財政課長（西村） 昨年度、3月のときに国の補正予算で国の補助金をいただきながら図書館の事業のほうへ繰り越しさせていただいたことがございます。その中に報酬、今言われた図書館の司書さん分も組んでおりました。実はその財源を、繰り越した財源を使って今年図書館の司書を運営してまいりましたので、その分、28年度に組ませていただいた部分が執行残として上がってきたという形になっております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○11番（藤本） 済みません、僕勉強不足で、全然おっしゃる意味がわかりにくい。予算って流用でも何でもなし、繰り越しということは、どこかへ残ってたんですか。繰り越すのに我々にこれは伝わってたんですかね。ざっくり一まとめで繰り越した。どういことですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 西村企画財政課長。

~~~~~○~~~~~

○企画財政課長（西村） 申しわけございません。いわゆる27年度の繰り越し部分と28年度部分と二重計上という形になったといった形でございます。26と27。26年度からの繰り越しと27年度の当初という形での計上をされてたと。26年度の補正で組ませていただきました国の補助金、いわゆる交付金を使って組ませていただいた分、それと27年度当初も計上させていただいたといった部分がございます。使ったのは平成26年度から繰り越された司書の報酬部分を使いましたので、27年度が上がってきたといった形になります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○11番（藤本） こんなことで食いつく気はないんですけど、ちょうど流用というのは

いけないというのはさっきも総務部長が言ってましたけど、流用とは思わんし、繰り越しは繰り越しで報告というか、どこへどう残って繰り越してたんか。26年度を締めるときにですね。9月の決算のときに、じゃあそれは出てこにゃいけん話ですよ。ごめんなさい、本当に申しわけないけど。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 立花副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（立花） 実は26年度の3月の補正で、この報酬を国から入るという見込みで上げておりました。それは入るかどうかは確定してないということです。それで、当初予算を締め切ったときには、もう3月のこの製本もできてますし。ただ、3月補正をしたときに、もし国からの交付金がおりにないということであるならば、27年の4月1日の報酬を払えないと、報酬ですよ。そういうようなことがあるので、二重に計上させていただいたと。もらえるものはもらったほうがいいという感覚です。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○11番（藤本） おっしゃるとおりもらえるものはもらったほうがいいから、それはそれで。でも、済みません、手続上、手順上、もちろん間違いのないやり方をやられるんでしょうけど、こういうケースはほかにもあるところはあるんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 岩田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（岩田） 昨年、国の交付金が26年度について、それを翌年度に繰り越して執行したというのは御存じだと思います。プレミアムとか、いろんな。その中に、くまの・みらい交流館の図書室の読み聞かせ室等を充実したいという予算を国に上げたんですが、その上げたときの予算が実はそういう物品等への充当はできませんというふうに言われて、急遽、国の指導によってそれを人件費に振りかえました。ですから、図書にかかっている費用にほかに充てるのはいいんですけど、物を買うのはだめだというふうにしてその補助金があったために、その補助金を27年度に計上してた図書費に充当しかえ

たんです。ですから、27年度は余っちゃったということになります。本音でいえばそういうことでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） ほかにございませんか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（沖田） 繰越明許費なんですけれども、高齢者年金生活者等の支援臨時福祉給付金の支給事業なんです、これは対象者が何人ぐらいいらっしゃるか、わかれば教えていただきたい。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 高齢者年金生活者等支援臨時給付金の対象者の人数は、2,700人を今見込んでおります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第19号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第19号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） これより日程第7、議案第20号、平成27年度熊野町熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第20号、平成27年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）案につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ5,694万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を37億8,620万5,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、療養給付費等交付金8,657万1,000円、前期高齢者交付金1億67万4,000円、県支出金4,180万9,000円の減額、共同事業交付金7,683万8,000円、繰入金1億4,963万9,000円の増額などがございます。

歳出の主な内容は、保険給付費5,792万4,000円、保健事業費139万6,000円の減額、共同事業拠出金349万5,000円の増額などがございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（荒瀧） 高額医療の傾向でございます。ふえていきよるかどうか。どのようなジャンルの病気がふえておるか、お聞きしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 堀野住民課長。

~~~~~○~~~~~

○住民課長（堀野） 高額医療の医療費の状況ということでございますけども、26年度の決算に比べ、今年度は0.8%、若干伸びている状況となっております。内容としてどういうふうな病気がということなんですけども、これにつきましてはまだ調査のほうをしておりますので、今後どういうふうなものが多かったか調べていきたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第20号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第20号については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は11時とします。

(休憩 10時38分)

(再開 11時00分)

~~~~~○~~~~~

○議長(山吹) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第8、議案第21号、平成27年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第21号、平成27年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)案につきましては、既定の歳入歳出予算総額からそれぞれ1,931万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億4,676万8,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、繰入金1,643万2,000円、町債580万円の減額、分担金及び負担金416万円の増額などでございます。

歳出の主な内容は、総務費1,050万8,000円、事業費819万3,000円の減額などでございます。

また、第2条の地方債の補正では、下水道事業の限度額を2億9,360万円から2

億8,780万円に変更するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第21号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第21号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） これより日程第9、議案第22号、平成27年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第22号、平成27年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ1,233万円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億8,053万2,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料157万4,000円、繰入金1,078万5,000円の減額などでございます。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金1,233万円を減額するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第22号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第22号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） これより日程第10、議案第23号、平成27年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第23号、平成27年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第3号）案につきまして、御説明を申し上げます。

保険事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ883万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を21億2,622万3,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、支払基金交付金3,454万1,000円、繰入金724万7,000円の減額、保険料537万8,000円、国庫支出金3,327万4,000円の増額などでございます。

歳出の内容は、総務費552万7,000円、地域支援事業費330万4,000円を減額するものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算総額からそれぞれ73万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,011万3,000円と

するものでございます。

歳入の内容は、サービス収入41万6,000円、繰入金32万円を減額するものでございます。

歳出の内容は、事業費73万6,000円を減額するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第23号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第23号については原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） これより日程第11、議案第24号、平成27年度熊野町上水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~〇~~~~~

○町長（三村） 議案第24号、平成27年度熊野町上水道事業会計補正予算（第3号）案につきましては、収益的収入予定額を254万8,000円増額し、総額を5億3,645万8,000円とし、収益的支出予定額を497万2,000円減額し、総額を4億6,129万8,000円とするものでございます。

また、資本的収入予定額を438万7,000円減額し、総額を9,005万3,000円とし、資本的支出予定額を235万6,000円減額し、総額を1億1,146万3,

000円とするものでございます。

増額の主な内容といたしましては、水道使用料の増額及び高所地配水施設等整備基金の取崩金でございます。

また、減額の主な内容といたしましては、給水分担金の執行残見込み額及び開発工事に関連する工事費等の入札残でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

山野議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（山野） 水道の利用料が上がったということは、最近各町内でも新しい新築のおうち、あるいは開発のおうちがすごくあるんですけども、大体何件ぐらい新しいおうち、加入者というのがふえたのかわかりますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

~~~~~○~~~~~

○上下水道課長（寺垣内） 山野議員の御質問の、1年の給水戸数の増加数は、申しわけありません、ちょっと確認していませんが、開発地、今石神と呉地地区と東山に今年度開発地があるんですが、その件数は、およそなんですが50件程度増加をしております。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第24号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第24号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） お諮りします。これより日程第12、議案第25号、平成28年度熊野町一般会計予算についてから、日程第17、議案第30号、平成28年度熊野町上水道事業会計予算についてまでを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、日程第12、議案第25号から、日程第17、議案第30号までを一括議題とすることに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） これより日程第12、議案第25号から、日程第17、議案第30号までを一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第25号から第30号まで、一括して提案理由を御説明申し上げます。

平成28年度歳入歳出予算書をごらんください。

まず、議案第25号、平成28年度熊野町一般会計予算案ですが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ85億1,957万9,000円とするものでございます。

2ページからの歳入ですが、主な内容といたしましては、町税23億2,209万7,000円、地方交付税20億3,891万2,000円、国庫支出金13億8,731万7,000円、県支出金5億6,168万2,000円、繰入金6億1,267万5,000円、町債5億7,714万2,000円などがございます。

次に、5ページからの歳出ですが、主な内容といたしましては、総務費は10億1,076万3,000円で、主に生活福祉交通運行事業として、生活福祉交通「おでかけ号」を引き続き運行するための経費などとなっており、全体の11.9%を占めております。

民生費は35億4,195万2,000円で、主に都市再生整備事業として西部ふれあ

い広場の整備に係る経費のほか、臨時福祉給付金支給事業として年金生活者等支援のための給付金支給、それから社会保障関連に要する経費などとなっており、41.6%を占めております。

衛生費は7億4,206万8,000円で、8.7%を占めております。

土木費は8億6,198万9,000円で、主に都市再生整備事業として熊野団地内の再整備に係る経費のほか、子育て世代“住むならくまの”応援事業として、引き続き子育て世代の住宅取得に対する支援に係る経費などとなっており、10.1%を占めております。

消防費は3億2,510万6,000円で、主に災害予防及び応急対策事業として仮称ではありますが、防災コミュニティセンターの実施設計等に係る経費などとなっており、3.8%を占めております。

教育費は10億8,049万2,000円で、主に小・中学校大規模改造事業のほか、学校給食事業として、中学校への給食用ダムウォーター設置工事や給食運搬配膳台の購入に係る経費などとなっており、12.7%を占めております。

公債費は6億2,942万4,000円で、7.4%を占めております。

次に、8ページに議案の第2条及び第3条について提示させていただいております。第2表では3件の債務負担行為を、第3表では4件の地方債を定めております。

次に、議案第26号、平成28年度熊野町国民健康保険事業特別会計予算案ですが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ37億6,893万9,000円とするものでございます。

2ページからの歳入のうち主な内容は、国民健康保険税5億2,378万6,000円、国庫支出金6億7,863万円、前期高齢者交付金11億4,525万2,000円、県支出金2億4,137万7,000円、共同事業交付金8億8,025万8,000円、繰入金2億1,699万1,000円でございます。

4ページからの歳出のうち主な内容は、保険給付費24億5,375万8,000円、後期高齢者支援金等3億4,937万7,000円、共同事業拠出金8億7万3,000円でございます。

次に、議案第27号、平成28年度熊野町公共下水道事業特別会計予算案でございますが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億2,339万9,000円とするものでございます。



2 ページの歳入のうち主な内容は、使用料及び手数料 2 億 6,705 万 2,000 円、国庫支出金 6,200 万円、繰入金 3 億 1,662 万 4,000 円、町債 2 億 6,660 万円でございます。

3 ページの歳出のうち主な内容は、総務費 1 億 9,864 万 7,000 円、事業費 2 億 1,365 万 8,000 円、公債費 5 億 1,009 万 4,000 円でございます。

次に、議案の第 2 条について、4 ページの第 2 表で地方債を提示させていただいております。

続きまして、議案第 28 号、平成 28 年度熊野町後期高齢者医療特別会計予算案ですが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 5 億 9,506 万 8,000 円とするものでございます。

2 ページの歳入のうち主な内容は、後期高齢者医療保険料 2 億 6,225 万 4,000 円、繰入金 3 億 3,174 万 8,000 円でございます。

3 ページの歳出のうち主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金 5 億 9,229 万 3,000 円でございます。

次に、議案第 29 号、平成 28 年度熊野町介護保険特別会計予算案ですが、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 20 億 3,513 万 6,000 円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1,314 万 7,000 円とするものでございます。

まず、保険事業勘定についてですが、4 ページからの歳入のうち主な内容は、保険料 5 億 3,808 万 3,000 円、支払基金交付金 5 億 5,209 万 5,000 円、国庫支出金 3 億 6,519 万 4,000 円、県支出金 2 億 9,627 万 5,000 円、繰入金 2 億 8,220 万 9,000 円でございます。

6 ページからの歳出のうち主な内容は、保険給付費 19 億 3,552 万 2,000 円、地域支援事業費 7,295 万 6,000 円でございます。

次に、介護サービス事業勘定についてですが、10 ページからの歳入として、サービス収入 820 万 2,000 円、繰入金 494 万 4,000 円でございます。

11 ページですが、歳出として、事業費 1,314 万 7,000 円でございます。

次に、議案第 30 号、平成 28 年度熊野町上水道事業会計予算案ですが、収益的収入及び支出では、収益的収入総額を 5 億 2,784 万 3,000 円、収益的支出総額を 4 億 8,357 万 2,000 円とするものでございます。

また、資本的収入及び支出では、資本的収入総額を2,527万3,000円、資本的支出総額を7,083万6,000円とするものでございます。

以上が、一般会計及び四つの特別会計並びに上水道事業会計に係る平成28年度当初予算の説明でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。ただいま提案されました平成28年度の熊野町一般会計予算及び各特別会計予算並びに熊野町上水道事業会計予算については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、平成28年度の熊野町一般会計予算及び各特別会計予算並びに熊野町上水道事業会計予算については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託することに決定しました。

暫時休憩いたします。

（休憩 11時25分）

（再開 11時25分）

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。ただいま設置しました予算特別委員会の委員長及び副委員長は議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の委員長及び副委員長は議長において指名することに決定しました。

お諮りします。予算特別委員会の委員長に藤本議員、副委員長に山野議員を指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の委員長に藤本議員、副委員長に山野議員を指名することに決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（山吹） これより日程第18、発議第1号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書についてを議題とします。

提案者から趣旨説明を求めます。

沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○5番（沖田） 意見書をもって趣旨説明とさせていただきます。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書。

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型、C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療がB型、C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療と、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に肝硬変、肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能な方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も、身体障害者福祉法上の障害認定、障害者手帳の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時、平成23年12月には、とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めることとの附帯決議がなされた。

しかし、国においては肝硬変、肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。肝硬変、肝がん患者は毎日、120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は一刻の猶予もない課題であ

る。

よって、本議会は下記事項を実現するよう、強く要望する。

1、ウイルス性肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） 以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより発議第1号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、発議第1号については原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） これより日程第19、請願第1号、少人数学級推進・教職員定数改善をはかるための意見書採択を求める請願についてを議題とします。

お諮りいたします。この請願につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、所管の文教常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、請願第1号については所管の文教常任委員会に付託して審査することに決定しました。

お諮りいたします。ただいま文教常任委員会に付託しました請願第1号については、会議規則第46条第1項の規定により、5月31日までに審査を終了するよう期限をつ

けることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、請願第1号については、5月31日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれにて散会とします。

(散会 11時32分)